

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

定日ごみ集積所等からのごみの持ち去りを禁止するための、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例中の一部改正について

令和2年（2020年）2月7日

お問い合わせ先：資源循環部資源循環推進課

電話 046-822-8469（直通）

横 須 賀 市



廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例中の一部改正（案）
に関するパブリック・コメント手続の結果について

1 意見募集期間

令和2年（2020年）1月10日（金）から1月31日（金）まで

2 意見提出者数及び意見件数

1人の方から2件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人 数
直接提出	0人
郵 送	0人
ファクス	0人
E-mail	1人
そ の 他	0人
合 計	1人

■ 章別の件数

項 目 名	件 数
1 条 例 案 の 内 容	2件
2 その他、意見や要望	0件
合 計	2件

3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

No	意見の概要	考え方
1	一般廃棄物の定日ごみの集積所から持ち去りまで規制するのは無理があると思います。 なぜなら、ごみをごみ集積所に置いた時点で、本来の所有者は、所有権を放棄したこととなっていると思います。 そこで、無主物となったごみを持ち去ることに對して規制はできないのではないのでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市は、市内の家庭から出るごみや資源物については、一般廃棄物処理計画に基づき、適正処理を行う責務があり、適正な処理に必要な措置を講ずることが求められています。 そのため、無主物であったとしても、持ち去り行為により、ごみや資源物の不適正処理に繋がることから当該行為を規制できると考えております。
2	ごみ集積所から持ち去ったことをどのように証明するのでしょうか。	市職員等により、現場で持ち去り行為を現認する考えです。